

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市建設部	横倉 成才
1. 現状と課題	
<p>① 本町の継続的な発展のため、上小泉北西地区を市街化区域に編入し、新産業団地を造成するとともに、コンパクトシティを見据えた持続可能なまちづくりを推進する必要がある。また、広域公共バス「あおぞら」の乗車人数の増加を図るとともに、利便性の高い公共交通網の構築を検討する必要がある。</p> <p>② 町営住宅は、収納率の向上、老朽空家住宅の解体及び長期活用住宅の長寿命化を図る必要がある。また、民間の木造住宅の耐震化支援事業の推進・啓発や空き家の適正管理を図る必要がある。</p> <p>③ 生活圏道路及び都市計画道路の整備・維持管理、橋梁の長寿命化修繕を行うとともに、上小泉地区新産業団地造成に伴う治水対策や寄木戸・古水地区等の雨水冠水対策を実施する必要がある。</p> <p>④ 地籍調査事業は、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化及び土地の有効活用の促進等に役立つため、事業計画に基づき、調査完了地区を拡大する必要がある。</p> <p>⑤ 公園施設の適正な管理及び点検、計画的な維持更新を行うとともに、大木化や過密化により倒木が危険される樹木の剪定や間引き、伐採を行い、安全・安心に公園を利用できるようにする必要がある。</p> <p>⑥ 下水道認可区域内の幹線管渠や面整備管の計画的な整備を行うとともに、下水道未接続者への接続促進を図り、安定的・持続的な事業運営を行う必要がある。</p> <p>⑦ 環境基本計画に基づき、ごみの排出量削減や地球温暖化対策等を推進する必要がある。また、(仮称)太田市外三町広域斎場は、令和7年度中の供用開始に向けて建設工事を行う必要がある。令和6年1月に供用開始した合葬墓は、周知と適切な管理運営を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 市街化区域編入は、大泉町産官金連携土地利用協議会の役割に従い、事務手続きを進めるとともに、令和7年度までに立地適正化計画を策定する。また、あおぞらの乗車人数の増加に向けて、継続的なPRを行うとともに、利便性の高い公共交通網の構築を検討する。</p> <p>② 収納率向上のため、早期の納入指導や法的措置等を行うとともに、間之原団地等の老朽空家住宅の解体や長寿命化計画に基づく維持管理に取り組む。また、耐震化支援は、耐震性未確保住宅にチラシを配布して周知し、空き家は、適正管理の指導、支援事業の周知、空家等バンク制度の利用促進を図る。</p> <p>③ 生活圏道路の舗装補修や側溝整備工事、小舞木寄木戸線の用地買収、東別所坂田線の4車線化概略設計、小泉町駅跨線橋及び間之原橋修繕工事の実施設計、上小泉地区等の治水対策施設の詳細設計及び洪水調整池予定地の用地取得、寄木戸及び古水地区の雨水冠水対策工事などを行う。</p> <p>④ 地籍調査事業は、事業計画に基づき、2年次の寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部において、地権者説明会及び一筆地調査等を行う。</p> <p>⑤ 公園施設を点検し、適正な管理を行うとともに、いずみ総合公園などの公園灯LED化工事等を行う。また、いずみ緑道等の高木の剪定や間引きを行うとともに、倒木の恐れのある樹木の伐採等を行う。</p> <p>⑥ 下水道幹線管渠や面整備管の整備は、国の社会資本整備総合交付金等を活用して行うとともに、未接続者には、町補助金等の制度説明を行い、接続促進を図る。また、安定的・持続的な事業運営を行うため、下水道事業経営戦略を改定する。</p> <p>⑦ ごみ排出量削減のため、5R運動の促進、小型家電や製品プラスチック等の拠点回収、食農循環システムによる生ごみ堆肥化等に取り組むとともに、地球温暖化対策では、電気自動車等購入補助、包括連携協定事業者による充電設備の設置、広報紙や環境フェアによる啓発活動等を行う。また、広域斎場は、事業主体の太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携・協議して建設工事を発注し、着手する。合葬墓は、広報紙や町ホームページ、パンフレット等により周知を行い、納骨作業等委託業者とともに、適切な管理運営を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 上小泉北西地区の市街化区域編入が完了し、隣接する区域についても編入に向け関係者との協議を進めた。また、立地適正化計画策定に向け現状と課題について事業者との調整を進め、さらに広域公共バス「あおぞら」の乗車人数増加について、継続的なPRとともに関係機関と協議を進めた。下半期も、それぞれの事業について計画的に進めていく。
- ② 収納率向上については、夜間徴収や文書での納入指導の実施、また丘山町営住宅の老朽空き家の解体を行った。耐震化支援として周知チラシの配布を行い、空き家対策として通知発送や老朽危険空家除却支援事業の周知を図った。下半期も、松下町営住宅等の解体を進めるとともに、他の工事についても計画的に進めていく。
- ③ 生活圏道路については随時対応し、東別所坂田線の4車線化概略設計及び小泉町駅跨線橋、間之原橋修繕工事の実施設計を委託発注した。上小泉地区等の治水対策施設の詳細設計及び洪水調整池予定地の用地取得については進捗を図った。また寄木戸及び古氷地区の雨水冠水対策工事についても予定通り進捗している。下半期は、発注工事等の進捗管理を行うとともに、浸水被害対策を更に進める。
- ④ 地籍調査事業は、事業計画通りに寄木戸地区南東部及び大字仙石地区の一部での一筆地調査に先立ち、地権者説明会を実施した。下半期は地権者立ち会いの下、一筆地調査を実施していく。
- ⑤ 公園施設については、既設公園の遊具保守点検業務委託を発注完了し、公園灯については、いずみ総合公園のLED化工事を発注した。また安全・安心に公園を利用できるように、いずみ緑道等のケヤキなどの高木については、間引き及び伐採委託を発注した。下半期も、スピード感のある対応を心がけ、計画的に進めていく。
- ⑥ 下水道幹線管渠や面整備管については、国の社会資本整備総合交付金を活用し予定どおり発注し、未接続者については、通知発送のほか町ホームページ等による周知により接続率の向上を図った。また公共下水道事業経営戦略の改定については予定通り進捗している。
- ⑦ 環境基本計画に基づき、小型家電等の拠点回収等を実施し、5Rやごみの減量化・再資源化を推進するとともに、民間事業者との包括連携協定に基づくEV充電スタンド設置工事等を行い、地球温暖化対策を推進した。引き続き、広報紙や環境フェア等で啓発を行う。また、広域斎場については、令和7年度中の供用開始に向け、組合及び関係市町等と連携及び協議を行い整備を進めた。公園墓地は、芝生墓地及び合葬墓の適正な管理運営を行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅱ1 市街地の整備
Ⅱ2 道路網の整備・維持管理
Ⅱ3 公園・緑地の整備・維持管理
Ⅱ4 河川・水路の整備
V1 下水道の整備
V2 地域環境の保全
V3 循環型社会の推進
V6 住宅環境の充実

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市整備課	浦野 泰広
1. 現状と課題	
<p>① 都市基盤については、第2次大泉町都市計画マスタープラン(一部改訂版)の新産業拠点候補地に位置付けた、上小泉地区の市街化区域編入を目指す。また、立地適正化計画の策定に向け問題点等の洗い出しを行う必要がある。</p> <p>② 公共交通については、アンケート分析結果を基に、より利便性の高い公共交通網の構築を検討する必要がある。また、広域公共バス「あおぞら」については、コロナ禍以前の利用者数を意識し、利用者増に繋がるPR活動を行う必要がある。</p> <p>③ 家賃収納については、入居者間の公平性を確保するため、滞納者に対する収納対策を計画的に推進する必要がある。</p> <p>④ 町営住宅については、安全性や景観の観点から老朽空家住宅の解体の積極的な実施が求められ、その跡地の利用方法についても調査研究が求められる。また、長期間の活用を見込む住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいた補修・改修を行う必要がある。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業を実施しているが、利用者の減少傾向が見て取れる。そのため、耐震性が確保されていない住宅所有者に対し、住宅耐震化に向けた啓発活動を行う必要がある。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、管理不全な空き家の所有者・管理者に対して、適切な管理を求めているが、問題意識の希薄な所有者等が見受けられる。そのため、空き家の除却と利活用を目的とした既存の制度の促進が必要となる。また、新たな補助メニューの創設も調査研究する。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 都市基盤については、大泉町産官金連携土地利用協議会の役割に従い、上小泉地区新産業団地の市街化区域編入の各種手続きを進める。また、立地適正化計画策定に向け、創設する協議体を活用し、問題点等の洗い出しを行いつつ、全体の計画を進めていく。</p> <p>② 公共交通については、今までのアンケート分析結果を基に、県や近隣自治体等と連携し、アフターコロナを含めた調査研究を行う。また、広域公共バス「あおぞら」については、継続的なPRを行うとともに、将来を見据えた公共交通網の構築を検討する。</p> <p>③ 家賃収納については、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図る。また、退去者も含めた長期・高額に滞納している悪質滞納者に対しては、連帯保証人への対処も考慮しつつ、法的措置等を行って収納率向上に取り組む。</p> <p>④ 町営住宅については、老朽空家住宅の解体を促進し、耐震性未確保住宅の居住者に対しては移転を推奨する。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の活用を見込む住宅に対しては、予防保全的な維持管理やライフサイクルコストの縮減を意識した補修・改修に取り組む。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者増を図るため、事業紹介のチラシを作成し耐震性未確保住宅へ配布する。また、住宅耐震化の重要性を町のイベント開催時にPRする。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、空家対策計画に基づき、空き家所有者等に指導等を行い、空き家問題に対する意識涵養を図る。また、老朽危険空家除却支援事業や空家等バンク制度の利用促進を図る。さらに、他自治体での先進的取組等を調査研究する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 都市基盤については、上小泉北西地区の市街化区域編入が完了となったが、北西地区に隣接する区域についても編入を検討していることから関係者との協議を進めた。また、立地適正化計画の策定に向けて事業者と問題点等の洗い出しを進めた。下半期も引き続き、市街化区域編入の手続き及び立地適正化計画の策定を進める。</p> <p>② 公共交通については、有識者を招いて勉強会を開催し、将来を見据えた公共交通網について、意見交換を行った。また、中学3年生を対象に広域公共バス「あおぞら」のPRを行った。下半期も引き続き、本町にふさわしい公共交通網のありかたを検討し、あわせて「あおぞら」の利用者増に向けたPRを行う。</p>	

- ③ 家賃収納については、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図った。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者には、厳格に対処し連帯保証人への連絡も実施した。下半期も引き続き、退去済みの悪質滞納者の所在調査等も含め、収納率向上に取り組む。
- ④ 町営住宅については、木造等の耐震性未確保住宅の居住者に対し、移転を推奨するための、アンケート調査を行った。工事関係では、長沼町営住宅において下水道への接続を行った。下半期も引き続き、予防保全的な維持管理やライフサイクルコストの縮減を意識しつつ、工事の安全施工かつ工期内完成に取り組む。
- ⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者増を図るため、事業紹介のチラシを作成し耐震性未確保住宅へ配布したが、耐震診断3件、耐震改修0件という結果であった。下半期も引き続き、耐震診断件数の更なる上積みを目指し、PR活動を行う。
- ⑥ 空き家の適正管理については、令和5年度の空家特措法の一部改正に伴い、大泉町空家等対策計画の一部改正に取り組み、年度内の策定を目指す。また、老朽危険空家除却支援事業は申請が無かった。その他、管理が不全な空き家の近隣からの要望に応え指導等を行った。下半期も引き続き、空き家問題に対し意識希薄な所有者等に対し根気強く指導を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	広域公共バス事業
V 6 住宅環境の充実	家賃等滞納整理事務
	町営住宅改修等事業
	木造住宅耐震診断者派遣事業
	空き家対策事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
土木管理課	青木 明
1. 現状と課題	
<p>① 住民生活に密着した生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び雨水冠水箇所の改修等を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装について、計画的な修繕を実施していく必要がある。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した地域については、対策等を実施する必要がある。</p> <p>③ 上小泉地区新産業団地造成に伴い、浸水被害が懸念されている西側住宅地や下流域の為の治水対策を行う必要がある。</p> <p>④ 橋梁については、老朽化が懸念されるため、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>⑤ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、太田市行政界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。 都市計画道路東別所坂田線については、太田市行政界から国道354号までの拡幅整備の事業化について検討する。</p> <p>⑥ 街路樹については、交通安全や街の景観上の観点から、適正な維持管理を行う必要がある。</p> <p>⑦ 河川改修整備については、水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。</p> <p>⑧ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき調査完了地区を拡大していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古氷地区の冠水箇所の改修工事を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装については、「大泉町道路舗装修繕計画」に基づき修繕を実施していく。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事を受託し、設計及び施工監理事務を行う。一級河川休泊川については、県や国など関係機関と連携して対策を実施していく。</p> <p>③ 各治水対策施設の詳細設計業務委託を早期発注し、関係機関と協議を進め設計を行うとともに、洪水調整池建設予定地の用地取得を行う。住民や地権者には、治水対策や用地取得について説明を行う。</p> <p>④ 令和5年度に行った定期点検の結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画の改定を行う。 小泉町駅跨線橋は維持修繕工事の実施設計を、鉄道管理者と協議し行う。 同時に、間之原橋の維持修繕工事の実施設計を行う。</p> <p>⑤ 小舞木寄木戸線については、引き続き、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を行う。 東別所坂田線については、4車線化拡幅整備に向けて概略設計を行う。</p> <p>⑥ 街路樹については、交通安全や街の景観上の支障にならないように適正な管理を行うため、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の業務委託の進捗管理を行う。</p> <p>⑦ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。</p> <p>⑧ 地籍調査事業については、2年次となる寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部は、地権者説明会、一筆地調査(境界立ち会い確認)等を実施する。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 舗装補修工事や側溝新設工事、歩道バリアフリー化工事及び古氷地区雨水排水管渠工事を計画どおり発注した。老朽化が進行している道路舗装については、「大泉町道路舗装修繕計画」に基づき修繕を進める。
- ② 農業振興課所管の七ヶ村用水路改修工事の設計及び施工監理事務を受託し工事2本を発注した。一級河川休泊川については、流域水害対策計画の早期策定に向けて幹事会を2回開催した。
- ③ (仮称) 枕川洪水調整池詳細設計業務を早期発注し設計に取り掛かった。建設1期工事についても発注し、一次掘削の準備を進めた。洪水調整池建設や治水計画(中間)について、住民や耕作者に対し説明会を開催した。
- ④ 橋梁長寿命化修繕計画の改定を群馬県技術センターへ発注した。小泉町駅跨線橋及び間之原橋の維持修繕工事の実施設計を発注した
- ⑤ 小舞木寄木戸線は、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を締結した。東別所坂田線は、4車線化拡幅整備に向けて概略設計業務委託を発注した。
- ⑥ 街路樹の維持管理等については、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等を計画的に実施した。台風シーズン前には高木の点検を行い危険木については伐採を実施した。
- ⑦ 河川改修整備については、邑楽館林主要河川改修促進同盟会幹事会を书面開催し、要望内容等の協議を行った。
- ⑧ 地籍調査事業は、寄木戸地区南東部及び大字仙石地区の一部での一筆地調査に先立ち、令和6年8月に地権者説明会を実施した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅱ1 市街地の整備	地籍調査事業
Ⅱ2 道路網の整備・維持管理	道路愛護事業
	道路維持事業
	橋りょう維持事業
	交通安全施設整備事業
Ⅱ4 河川・水路の整備	道路新設改良事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
公園下水道課	今井 靖浩
1. 現状と課題	
<p>① 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び維持更新が必要である。</p> <p>② 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等については、植樹から年数が経過していることから大木化や過密化し、生育不良や倒木等が危惧されているため、剪定や間引き、伐採が必要である。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、未普及解消に向けて整備を推進する必要がある。また、現在、実施している公共下水道事業計画についての見直しの必要がある。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内の未接続者については、接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理等を行う必要がある。</p> <p>⑥ 下水道事業については、安定的、持続的な事業運営をするため、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公園施設については、適正な維持管理と遊具等の点検を行うとともに、維持修繕を行っていく。公園灯についても、いずみ総合公園及び街区公園等のLED化を行う。</p> <p>② いずみ緑道、城之内公園、大泉中央公園、志部公園、及び街区公園等については、高木剪定や間引きを行うとともに、クビアカツヤカミキリの被害により倒木の恐れのあるサクラの伐採を行い、適正な維持管理を行う。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、国の社会資本整備総合交付金を活用し、整備の推進に取り組む。また、令和9年度に予定している公共下水道事業計画の変更にあわせて、全体計画区域を見直す準備をすすめる。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内の未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理に取り組み、工事等の進捗状況の報告を受け確認する。</p> <p>⑥ 下水道事業については、地方公営企業法に基づく貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を分析することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。また、将来にわたり安定した事業を継続するために策定した「町公共下水道事業経営戦略」についての見直しを行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 公園施設については、適正な管理を行うとともに既設公園の遊具保守点検業務委託を発注し完了した。下半期も引き続き、公園施設の適正な管理を行いながら維持修繕を発注する。公園灯については、いずみ総合公園のLED化工事を発注した。下半期は、12月下旬の工事完了に向けて工程管理を行うほか、街区公園等のLED化工事の発注を行う。</p> <p>② いずみ緑道のケヤキ、大泉中央公園のケヤキ、ヒマラヤスギについては、間引き及び伐採委託を発注した。大泉中央公園、志部公園及び街区公園等の桜の伐採については、国の補助金を活用するため担当課と調整して発注していく。下半期も引き続き、利用者の安全を確保するため、高木剪定や間引き、伐採を実施して適正な維持管理を行う。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金を受け、予定どおり発注した。下半期は、令和7年3月中旬の工事完了に向け工程管理を行う。</p>	

- ④ 下水道供用開始区域内未接続者については、4月に接続のお願いの通知を送ったほか、町ホームページにも接続のお願いを掲載し、接続率の向上を図った。また、7月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の通知を送り、情報共有を図った。下半期は、未接続者に対し、10月と1月に接続のお願いを通知して、接続促進に取り組む。
- ⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内のポンプ設備改築等の工事発注の準備を行った。下半期は、各工事等の進捗状況を確認していく。
- ⑥ 下水道事業会計は、企業活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめた帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員の監査を受けた。下半期も、引き続き、町長への経理状況報告及び監査委員の例月監査を受け適正な出納・会計事務を行い財政マネジメントの向上に取り組む。また、「町公共下水道事業経営戦略」の改定案については、庁内会議を経て了承された。下半期は、10月上旬から11月上旬までパブリックコメントを実施して広く意見を求め、経営戦略の改定を進める。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
II 3 公園・緑地の整備・維持管理	都市公園管理費
V 1 下水道の整備	管渠整備事業
	公共ます設置事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
環境整備課	笠松 弘美
1. 現状と課題	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため、5R(リフューズ:ごみの発生回避、リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用、リスペクト:長く使用)運動を促進させる必要がある。また、搬出ルールが守られていないごみステーションの改善に向け、意識啓発を行う必要がある。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、登録の徹底と接種率を向上させる必要がある。</p> <p>③ あき地保全については、改善指導を行った対象地の完了率を向上させる必要がある。</p> <p>④ 特定外来生物対策については、サクラ等を枯らすクビアカツヤカミキリの被害を軽減するため、防除等の対策を行う必要がある。</p> <p>⑤ 休泊川の水質改善については、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。</p> <p>⑥ 大泉町環境基本条例の基本理念を実現するため、大泉町環境基本計画に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を推進し、進捗管理をする必要がある。</p> <p>⑦ 地球温暖化対策については、ゼロカーボン宣言に基づき、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた事業を推進するとともに、環境フェアなどで周知啓発する必要がある。</p> <p>⑧ (仮称)太田市外三町広域斎場については、事業主体である太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める必要がある。</p> <p>⑨ 衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械整備の更新工事等を行うとともに、その後の更新を見据えた計画について検討する必要がある。</p> <p>⑩ 公園墓地については、供用開始した合葬墓について周知する必要がある。また、多様化する埋葬方法への需要に対応するため、樹木葬等の調査研究を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため5R運動を促進するとともに、現在行っている小型家電等の拠点回収の実施に併せ、製品プラスチックの回収を行う。また、生ごみを堆肥化して有効活用する食農循環システムにより、更なるごみ減量化を推進し普及啓発を図る。ごみステーションについては、新設する重点整備費補助金の活用を促進するとともに、搬出ルール遵守のため、町内巡回や広報紙等による啓発活動を引き続き実施し、違反ごみの多いステーションには、さらに掲示なども行う。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、登録の徹底と接種率向上のため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し、啓発活動を推進する。</p> <p>③ あき地保全については、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策として事前に通知等で注意喚起を行う。</p> <p>④ クビアカツヤカミキリの防除等については、国交付金や県補助金を活用し防除薬剤の購入・伐採等を行うとともに、さくらサポーター制度を創設し、町民等と連携し公園等においては、重点的に駆除を行う。また、民有地での対策のため町民等へ防除用品の配布を行う。</p> <p>⑤ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。</p> <p>⑥ 大泉町環境基本計画については、良好な環境の保全等に関する施策を推進するとともに、年度ごとの実績をまとめ報告書作成について検討する。また、任期満了を迎える環境審議会委員の委嘱替えを行う。</p> <p>⑦ 地球温暖化対策については、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた取組として、引き続き、電気自動車等購入費補助事業等を行うとともに、民間事業者との包括連携協定に基づく充電スタンド設置を推進する。また、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を引き続き推進するとともに、広報紙や環境フェアを活用し啓発を行う。</p>	

- ⑧ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、整備基本計画に基づき令和7年度中の供用開始に向け、2力年の予定で工事を発注し整備を進める。
- ⑨ 衛生センターについては、包括運営管理業務委託の2年目となり、引き続き、維持管理や整備計画に基づき機械設備更新工事を実施し、今後の更新についての調査研究を行う。
- ⑩ 公園墓地については、令和5年度に供用開始した合葬墓の周知を広報紙やSNS等活用し行う。また、多様化する埋葬方法への需要に対応するため、樹木葬等についても、引き続き調査研究を行う。

3. 中間レビュー

- ① ごみ対策については、ごみ排出量の削減及び5R運動の促進のため小型家電や製品プラスチック等の拠点回収を3回(5月、7月、9月)実施するとともに、小型家電と家電4品目の訪問回収の連携に関する協定を民間事業者と締結した。また、生ごみを堆肥化して有効活用するため、「生ごみ処理機器等モニター事業」を実施するとともに、生ごみ処理機器等購入費補助金を交付した。ごみステーションについては、令和6年度から開始した「ごみステーション重点整備事業費補助金」を活用し、8自治会14か所のごみステーションが整備された。引き続き、ごみの減量化及び排出ルール遵守のため、広報紙等による啓発を行う。
- ② 狂犬病予防注射については、春の集合注射を実施するとともに、登録の徹底と接種率向上のため、広報紙等で周知を図った。また、秋の補完注射の通知を発送した。
- ③ あき地保全については、所有者へ除草等の依頼通知を送付するとともに、未完了の場合には電話や訪問による直接指導を行った。引き続き、管理不全の所有者に対し指導を行う。
- ④ クビアカツヤカミキリの防除等については、令和6年度から開始した「さくらサポーター」を募集するとともに、被害の多い城之内公園で「チーム対抗クビアカハンティング」を開催し駆除を実施した。また、民有地での対策のため、防除用品等の配布を行った。
- ⑤ 休泊川の水質改善については、広報紙等により合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の啓発を図るとともに、浄化槽設置補助金の交付及び廃食用油の回収を実施した。引き続き、啓発を行う。
- ⑥ 大泉町環境基本計画については、各施策を実施するとともに、任期満了を迎えた環境審議会委員の委嘱替えを行った。引き続き、計画に基づき各施策を実施する。
- ⑦ 地球温暖化対策については、電気自動車等購入費補助事業を行うとともに、民間事業者との包括連携協定に基づくEV充電スタンド設置工事を行い、10月から供用開始する。また、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を実施した。引き続き、広報紙や環境フェアー等で啓発を行う。
- ⑧ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、令和7年度中の供用開始に向け、組合及び関係市町等と連携及び協議を行った。引き続き、連携を図り整備を進める。
- ⑨ 衛生センターについては、整備計画に基づき機械設備更新工事等を実施した。引き続き、委託業者と連携を図り維持管理を行う。
- ⑩ 公園墓地については、芝生墓地及び令和5年度に供用開始した合葬墓の適正な管理を行った。引き続き、墓地の管理を行うとともに、多様化する埋葬方法について調査研究を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
V2 地域環境の保全	畜犬等関連事業
	浄化槽設置事業
V3 循環型社会の推進	資源ごみ分別収集事業
	地球温暖化防止対策事業